

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	平成30年04月01日	児童手当オンライン端末・付属機器レンタル	5,496,336	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	児童手当オンライン端末・その他 付属機器に係る賃貸借業務 コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
002	平成30年04月01日	日本電気株式会社製端末その他付属機器賃借(福祉医療分)	18,700,632	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	日本電気株式会社製端末その他 付属機器賃借(福祉医療分)に係 る賃貸借業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
003	平成30年04月01日	児童扶養手当オンライン端末・付属機器レンタル	8,125,920	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	児童扶養手当オンライン端末・付 属機器に係る賃貸借業務コンソ シアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
004	平成30年04月01日	京都市子育て支援短期利用事業に係る委託	予定 総額 45,986,340	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	社会福祉法人積慶園ほか10件	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
005	平成30年04月01日	京都市母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金債権管理回収等業務委託	5,000,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	母子寡婦福祉資金貸付金債権管理 回収等委託業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
006	平成30年04月01日	母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム保守運用業務委託	5,940,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	「母子父子寡婦福祉資金貸付業務 システム」保守運用業務コンソ シアム	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
007	平成30年04月01日	児童発達支援センターこぐま園療育事業委託	120,000,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	社会福祉法人京都基督教福祉会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
008	平成30年04月01日	京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託(北総合支援学校通学区)	23,719,724	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	社会福祉法人西陣会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
009	平成30年04月01日	京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託(東総合支援学校通学区)	14,522,662	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	特定非営利活動法人明日堂	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
010	平成30年04月01日	京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託(西総合支援学校通学区)	14,522,662	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	社会福祉法人京都基督教福祉会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
011	平成30年04月01日	京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託(呉竹総合支援学校通学区)	14,522,662	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	社会福祉法人カトリック京都司教 区カリタス会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
012	平成30年04月01日	京都市総合療育事業委託	16,072,212	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	社会福祉法人京都総合福祉協会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
013	平成30年04月01日	京都市社会的養護自立支援事業に係る自立支援コーディネート事業業務委託	19,320,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課	社会福祉法人積慶園ほか7件	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
014	平成30年06月01日	市町村子ども・子育て支援事業計画及び子ども・若者に関する新計画策定に係る市民ニーズ調査等の業務	(当初) 21,600,000 (変更後) 22,496,400	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 若者育成推進課	株式会社ジャパンインターナショ ナル総合研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
015	平成30年04月01日	平成30年度京都市子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業委託	111,942,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	社会福祉法人積慶園 他17件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
016	平成30年04月01日	平成30年度ファミリーサポート事業に係る委託	34,859,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	公益社団法人京都市児童館学童連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
017	平成30年04月01日	平成30年度放課後ほっと広場事業の委託	83,142,127	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	京都市学童保育所管理委員会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
018	平成30年04月01日	「京都やんちゃフェスタ2018(第1部)」の実施の委託	14,847,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	公益社団法人京都市児童館学童連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
019	平成30年04月01日	平成30年度京都市児童館事業(民設児童館)の委託	994,358,406	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	社会福祉法人京都社会福祉協会ほか36件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
020	平成30年04月01日	平成30年度児童館・学童保育所職員研修の委託	14,344,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	公益社団法人京都市児童館学童連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
021	平成30年04月01日	平成30年度京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の委託	予定総額 116,686,174	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	公益社団法人京都市児童館学童連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
022	平成30年04月01日	平成30年度学童クラブ事業(民設学童保育所)の委託	15,557,783	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	社会福祉法人信愛保育園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
023	平成30年04月01日	京都市スマイルママ・ホッと事業委託業務	予定総額 15,568,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	医療法人仁愛会川村産婦人科他15件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
024	平成30年04月01日	京都市育児支援ヘルパー派遣事業の委託	予定総額 15,172,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部子ども家庭支援課	社会福祉法人京都福祉サービス協会他1件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
025	平成30年04月01日	京都版ブックスタート事業委託	予定総額 13,498,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	京都府書店商業組合	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
026	平成30年04月01日	京都市妊産婦健康診査実施の委託	予定総額 900,141,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	一般社団法人京都府医師会他4件	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
027	平成30年04月01日	京都市妊産婦健康診査費の審査支払事務の委託	予定総額 13,419,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	京都府国民健康保険団体連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
028	平成30年04月01日	平成30年度子ども・若者指定支援機関業務委託	35,028,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	公益財団法人京都市ユースサービス協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
029	平成30年04月01日	平成30年度地域若者サポートステーション事業委託	6,539,000	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成推進課	公益財団法人京都市ユースサービス協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
030	平成30年04月01日	京都市私立幼稚園家庭教育セミナー委託事業	6,994,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	京都市私立幼稚園PTA連合会	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
031	平成30年04月01日	民間保育施設等職員の資質向上のための研修業務	12,550,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	公益社団法人京都市保育園連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
032	平成30年04月01日	京都市保育人材確保事業	13,700,000	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	公益社団法人京都市保育園連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
033	平成30年04月01日	京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務委託	19,294,524	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	富士通株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
034	平成30年08月31日	子ども・子育て支援制度支給認定等業務委託	262,740,240	子ども若者はぐくみ局 幼保総合支援室	株式会社パソナ パソナ京都	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
035	平成30年04月01日	京都市児童福祉センター診療所における医事業務	32,348,160	子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター総務課	株式会社ソラスト	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
036	平成30年04月01日	平成30年度児童福祉センター医薬品アスベリンシロップ0.5%他	予定 総額 5,785,322	子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター総務課	株式会社ケーエスケー	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号
037	平成30年04月01日	平成30年度児童福祉センター医薬品コンサータ錠他	予定 総額 7,314,412	子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター総務課	株式会社メディセオ	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号
038	平成30年04月01日	平成30年度児童福祉センター医薬品PL配合顆粒他	予定 総額 30,670,582	子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター総務課	株式会社平塚薬局	地方自治法施行令第167条の2第1項 第5号
039	平成30年04月01日	里親委託推進・支援等事業業務委託	6,796,992	子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター児童 相談所	社会福祉法人積慶園	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
040	平成30年04月01日	京都市第二児童福祉センター診療所における医事業務	27,573,696	子ども若者はぐくみ局 第二児童福祉センター	株式会社ソラスト	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
041	平成30年08月01日	児童データ管理事務システム用ノートパソコン等リース	5,640,105	子ども若者はぐくみ局 第二児童福祉センター	有限会社京都情報化支援事務所	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
042	平成30年04月01日	京都市桃陽病院給食調理等業務委託	25,596,000	子ども若者はぐくみ局 桃陽病院	株式会社ニチダン	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
043	平成30年04月01日	京都市桃陽病院における医事業務	27,760,320	子ども若者はぐくみ局 桃陽病院	株式会社ソラスト	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号
044	平成30年04月01日	平成30年度中高生と赤ちゃんととの交流事業の委託	5,000,000円	子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部育成 推進課	社会福祉法人 京都市社会福祉協 議会ほか22件	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
児童手当オンライン端末・付属機器レンタル
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
児童手当オンライン端末・その他付属機器に係る賃貸借業務コンソーシアム  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）  
5,496,336円
- 7 契約内容  
区役所・支所子どもはぐくみ室（オンライン端末19台）、子ども家庭支援課（オンライン端末1台）並びに総合企画局情報化推進室情報政策担当（付属機器）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
児童手当オンラインシステムの稼動に当たり、必要なソフトウェア、機器の把握及び設置には現在のシステムについての十分な知識及び技術が必要となる。加えて、社会情勢の変化や新しい業務の追加により、処理能力の増強やセキュリティ向上等を図り機器更新をする必要に迫られることが予想されるが、一般の賃貸借（リース）においては長期の契約拘束期間が発生するため、単年度契約が可能な賃貸借契約（レンタル）を行う必要がある。  
従って、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
(1) 児童手当オンラインシステム機能はホストコンピュータ機器、ネットワーク機器、端末機器、印字装置機器、それぞれの制御ソフトウェア及びその設定環境（以下「システム環境」という。）から提供されており、これらのシステム環境が正常に維持されなければシステム

の安定稼働に支障が生じる。システムの安定稼働を確保し、また、機器の障害時に機器の交換を含めた即時の対応を行うためには、これらの機器に精通した技術者による運用支援、障害対応及び予防保守等を包含した賃貸借を必要とされる場所、対応できる業者は自治体における電算処理業務に必要なシステムの安定的供給の確保を目的とする国の政策によって設立された、株式会社J E C Cのみである。

- (2) 本市においても、ACOSシステム（ホストコンピュータ）、住民基本台帳システム、外国人登録システム、税務システム、国民健康保険システム、介護保険システム等、多くのレンタル契約の実績があり、本システムに関しても平成13年度から契約先として選定している。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
日本電気株式会社製端末その他付属機器賃借（福祉医療分）
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
日本電気株式会社製端末その他付属機器賃借（福祉医療分）に係る賃貸借業務コンソーシアム  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）  
18,700,632円
- 7 契約内容  
各区役所・支所，京北出張所，神川出張所，子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部  
子ども家庭支援課及び同課分室
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
賃貸借契約の対象となる端末その他付属機器は，既存の機器設備及びオンラインシステムの一部として稼働させるものであり，必要なソフトウェア，機器の把握及び設置には既存のシステムについての十分な知識及び技術が必要となる。また，機器障害発生時の責任区分を明確にするためにも，既存の機器設備及びオンラインシステムを保守している業者と契約する必要がある。従って，契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
福祉業務オンラインシステムの各種機能は，ホストコンピュータ機器，ネットワーク機器，端末機器，印字装置機器，それぞれの制御ソフトウェア及びその設定環境（以下「システム環境」という。）から提供されており，これらのシステム環境が正常に維持されなければ，システムの安定稼働に支障が生じる。システムの安定稼働を確保し，また，機器の障害時には機器の

交換を含めた即時の対応を行うことが必要であるため、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者による運用支援、障害対応及び予防保守等を包含したレンタル契約を締結する必要があるため。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
児童扶養手当オンライン端末・付属機器レンタル
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
児童扶養手当オンライン端末・付属機器に係る貸借業務コンソーシアム  
株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）  
8, 125, 920円
- 7 契約内容  
児童扶養手当事務に係るオンライン端末・付属機器の貸借借契約
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
児童扶養手当オンラインシステムの各種機能は、ホストコンピュータ機器、ネットワーク機器、端末機器、印字装置機器、それぞれの制御ソフトウェア及びその設定環境（以下「システム環境」という。）から提供されており、これらのシステム環境が正常に維持されなければ、システムの安定稼働に支障が生じる。システムの安定稼働を確保し、また、機器の障害時には機器の交換を含めた即時の対応を行うことが必要であるため、上記の各機器及び制御ソフトウェアの賃借だけでなく、これらの機器に精通した技術者による運用支援、障害対応及び予防保守等を包含した契約を締結する必要がある。上記条件に対応できる業者は自治体における電算処理業務に必要なシステムの安定的供給の確保を目的とする国の政策によって設立された、株式会社J E C Cのみであるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり





## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市子育て支援短期利用事業に係る委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
別紙1参照
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）45,986,340円
- 7 契約内容  
子育て支援短期利用事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、京都市子育て支援短期利用事業実施要綱第1条及び第5条のとおり、家庭において一時的に養育困難となった児童を児童福祉施設等で一定期間養育するものであり、委託先が限定されており、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
市内に所在する施設の中から、児童の受入態勢及び事業効果を考慮して選定
- 11 その他

(ショートステイ・トワイライトステイ委託先)

## 子育て支援短期利用事業委託先一覧

委託先	事業実施施設
社会福祉法人 積慶園	京都市西京区榎原角田町 1 - 42 児童養護施設 積慶園
社会福祉法人 平安徳義会	京都市西京区大原野灰方町 2 4 9 平安徳義会養護園
社会福祉法人 平安養育院	京都市東山区新橋通大和大路東入三丁目林下町 4 0 0 - 3 児童養護施設 平安養育院
社会福祉法人 京都社会事業財団	京都市西京区山田平尾町 5 1 - 2 8 児童養護施設 つばさ園
社会福祉法人 カトリック京都司教区カリタス会	京都市北区衣笠西尊上院町 2 2 児童養護施設 京都聖嬰会
社会福祉法人 衆善会	京都市上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町 7 0 4 児童養護施設 和敬学園
社会福祉法人 迦陵園	京都市左京区下鴨宮崎町 1 0 9 児童養護施設 迦陵園
社会福祉法人 京都府社会福祉事業団	京都市伏見区桃山町遠山 5 0 児童養護施設 桃山学園
社会福祉法人 福朗	京都市山科区大塚南溝町 2 4 - 2 母子生活支援施設 ヴェインテ
社会福祉法人 宏量福祉会	京都市右京区山ノ内宮脇町 9 母子生活支援施設 野菊荘

(ショートステイ委託先)

## 子育て支援短期利用事業委託先一覧

委託先	事業実施施設
社会福祉法人 積慶園	京都市西京区樫原前田町 1 - 20 乳児院 積慶園
社会福祉法人 平安徳義会	京都市西京区大原野灰方町 2 4 9 平安徳義会乳児院

(トワイライトステイ委託先)

## 子育て支援短期利用事業委託先一覧

委託先	事業実施施設
社会福祉法人 本願寺社会福祉事業センター	京都市右京区太秦安井二条裏町 1 5 母子生活支援施設 本願寺ウイスタリアガーデン

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金債権管理回収等業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区二条通河原町東入北側 京都書店会館3階  
母子父子寡婦福祉資金貸付金債権管理回収等委託業務コンソーシアム  
石川良一法律事務所
- 6 契約金額（税込み）  
（上限）5,000,000円  
※出来高払い
- 7 契約内容  
償還金の債権管理回収等業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

償還金は、母子家庭等に貸し付けた債権であるという性質上、本業務の実施にあたっては、単に催告するだけでなく、相手方の経済状況等を踏まえつつ相談を行う等、きめ細かな対応が求められる。

したがって、本業務の目的を効果的かつ効率的に実施するには、価格だけでなく、その実施方針や実施方法等も考慮したうえで、選定する必要があることから、本業務の委託は、平成28年度にプロポーザル方式による業者選定を行い、実施方針、催告の方等、総合的に高く評価されたことから、前記5の業者と契約を締結した。

本業務実施に際しては、滞納者とのやり取りを通じて信頼関係を構築していくことが不可欠であり、特に債務者との交渉中に業者が変わった場合、当該債務者との信頼関係が瓦解する可能性があることから、一定期間同一の業者に実施させることが望ましい。また、プロポーザル参加希望者に配布した募集要項や仕様書に「本市及び受託者が合意した場合、3年を限度として1年ごとに契約更新することがある」旨を明記し、複数年契約を見込んで募集を行っている。

前記5の業者は平成28年度及び29年度における本業務について、全ての債務者に対して催告を行い、連絡がない場合は、債務者の住所地について住宅地図等で確認し、資力の有無等を債務者の状況の把握に努めているほか、電話による催告や訪問による催告又は調査を実施す

るなど債権回収に努めており，委託対象債権に対する回収金額の割合は平成28年度で約5.4%，平成29年度で約6.3%と，募集要項や仕様書に挙げた次年度契約の要件である2%を上回っており，一定の実績が出ている。

よって，本業務は，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当し，随意契約を行うことが適当である。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム保守運用業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市北区中之島2丁目2番2号  
「母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム」保守運用業務コンソーシアム  
富士通エフ・アイ・ピー株式会社 関西支社
- 6 契約金額（税込み）  
5,940,000円
- 7 契約内容  
京都市母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム保守運用業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

母子父子寡婦福祉資金貸付事業の適切かつ円滑な運営のために導入している母子父子寡婦福祉資金貸付業務システム（以下「本システム」という。）については、平成21年9月14日にシステム構築及び入力や出力等の運用業務に係るプロポーザルを実施し、富士通エフ・アイ・ピー株式会社（以下「同社」という。）が提案した母子寡婦福祉資金貸付システムが、最も評価が高かったため、同社のシステムを導入した。

本システムは、同社が保有する母子父子寡婦福祉資金貸付金に係るパッケージシステムを本市の要望に合わせてカスタマイズしたシステムであり、同社以外では履行できないほか、運用業務においても、データの入力や帳票の出力だけではなく、サーバの管理、ネットワーク障害に係る対応、問合せ対応や運用上の問題や課題整理等、本システムに係る専門的知識を有している必要があり、同社以外では履行できないことから、随意契約を行う。

本システムの開発や保守は、同社と富士通エフ・アイ・ピー九州株式会社と共同で行っていることから、同社のほか、富士通エフ・アイ・ピー九州株式会社とも契約する必要があるが、本市の個人情報保護条例の罰則規定は再委託先事業者には適用されないことから、同社を代表者とし、同社と富士通エフ・アイ・ピー九州株式会社によって構成されるコンソーシアムと随意契約する。



9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
児童発達支援センターこぐま園療育事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市西京区樫原百々ヶ池3  
社会福祉法人京都基督教福祉会
- 6 契約金額（税込み）  
120,000,000円
- 7 契約内容  
京都市児童福祉センター内にある児童発達支援センター「こぐま園」における児童発達支援、保育所等訪問支援及び障害児相談支援の直接処遇を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
心身障害児の特性に応じた指導及び保護者に対するケアを行う必要があり、障害特性、障害福祉施策等に関する知識を備えているスタッフや臨床心理士を必要とする。  
当該法人は、児童発達支援センター「洛西愛育園」を運営しており、また、本市の療育支援事業を受託するなど、本事業の実施に必要なスタッフを確保しており、心身障害児及びその保護者に関する幅広い相談に対応可能であり、安定した運営を行ってきた。  
こぐま園が入っている児童福祉センターは移転が予定されており、こぐま園の移転先等が検討段階であることから、利用者に不安を商事させず安定的支援が行えるよう、引き続き当該法人に事業を委託する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託（北総合支援学校通学区）
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区元誓願寺通千本東入る元四丁目430-2  
社会福祉法人西陣会
- 6 契約金額（税込み）  
23,719,724円
- 7 契約内容  
北総合支援学校に通う中高生のうち、常時の見守りや介助を必要とする障害児に対し、放課後等において、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
心身障害児の特性に応じた社会に適応するための日常的な訓練と地域住民等との交流活動を行うことにより、障害児を健全に育成するとともに、地域福祉の向上を視野に入れた運営を行う必要があることから、障害特性、障害福祉施策等に関する知識及び療育に関する高度な専門的技術を備えているスタッフを要する。  
当該法人は、地域における障害児の健全育成に対して深い理解をもっていることと、これまで児童館事業を運営するうえで、積極的に障害児を受け入れており、その施設機能を最大限に活用することが可能であること、また、本事業の実施に必要な専門的知識と技術を備えたスタッフを有しており、北総合支援学校通学区区域内で唯一、上記要件を満たしていると判断される。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託（東総合支援学校通学区）
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市伏見区深草大亀谷東古御香町25-5  
特定非営利活動法人明日堂
- 6 契約金額（税込み）  
14,522,662円
- 7 契約内容  
東総合支援学校に通う中高生のうち、常時の見守りや介助を必要とする障害児に対し、放課後等において、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
心身障害児の特性に応じた社会に適応するための日常的な訓練と地域住民等との交流活動を行うことにより、障害児を健全に育成するとともに、地域福祉の向上を視野に入れた運営を行う必要があることから、障害特性、障害福祉施策等に関する知識及び療育に関する高度な専門的技術を備えているスタッフを要する。  
当該法人は、地域における地域における障害児や障害者の自立と社会活動への参加を促進する事業を行い、もって障害保健福祉の推進に寄与することを目的に活動している団体であり、本事業の実施に必要な専門的知識と技術を備えたスタッフを有しており、東総合支援学校通学区内で唯一、上記要件を満たしていると判断される。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託（西総合支援学校通学区）
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市西京区檜原百々ヶ池3  
社会福祉法人京都基督教福祉会
- 6 契約金額（税込み）  
14,522,662円
- 7 契約内容  
西総合支援学校に通う中高生のうち、常時の見守りや介助を必要とする障害児に対し、放課後等において、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
心身障害児の特性に応じた社会に適応するための日常的な訓練と地域住民等との交流活動を行うことにより、障害児を健全に育成するとともに、地域福祉の向上を視野に入れた運営を行う必要があることから、障害特性、障害福祉施策等に関する知識及び療育に関する高度な専門的技術を備えているスタッフを要する。  
当該法人は、地域における地域における障害児の健全育成に対して深い理解をもっていることと、児童発達支援センター等を運営し、その施設機能を最大限に活用することができること、本事業の実施に必要な専門的知識と技術を備えたスタッフを有しており、西総合支援学校通学区区域内で唯一、上記要件を満たしていると判断される。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市障害のある中高生のタイムケア事業委託（呉竹総合支援学校通学区）
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区河原町通三条上る下丸屋町423  
社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会
- 6 契約金額（税込み）  
14,522,662円
- 7 契約内容  
呉竹総合支援学校に通う中高生のうち、常時の見守りや介助を必要とする障害児に対し、放課後等において、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
心身障害児の特性に応じた社会に適応するための日常的な訓練と地域住民等との交流活動を行うことにより、障害児を健全に育成するとともに、地域福祉の向上を視野に入れた運営を行う必要があることから、障害特性、障害福祉施策等に関する知識及び療育に関する高度な専門的技術を備えているスタッフを要する。  
当該法人は、地域における障害児の健全育成に対して深い理解をもっていることと、これまで児童館事業を運営するうえで、積極的に障害児を受け入れており、その施設機能を最大限に活用することができること、本事業の実施に必要な専門的知識と技術を備えたスタッフを有しており、呉竹総合支援学校通学区区域内に拠点を置く唯一、上記要件を満たしている団体と判断される。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市総合療育事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター内  
社会福祉法人京都総合福祉協会
- 6 契約金額（税込み）  
16,072,212円
- 7 契約内容  
京都市児童療育センター及び京都市児童福祉センター出張所において、総合療育事業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
心身障害児に対する療育訓練であり、高度の専門性と継続性を必要とする。当該法人は児童発達支援センター「ポッポ」、同「きらきら園」をはじめ、多数の障害児者関連施設・事業を運営しており、本事業実施上必要な体制と長年の経験・実績を有しているとともに、安定した事業運営を行っている。また、児童療育センターには言語聴覚士を配置し、高度な専門知識等を適切かつ効果的に実施できる市内唯一の法人であると認められる。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市社会的養護自立支援事業に係る自立支援コーディネーター事業業務委託

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

### 3 契約締結日

平成30年4月1日

### 4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

法人名	代表者名	施設名	住所
(社福) 積慶園	古村 正	児童養護施設積慶園	京都市西京区樫原角田町1番地42
(社福) 平安徳義会	山口 義治	平安徳義会	京都市西京区大原野灰方町249
(社福) 平安養育院	北川 一有	平安養育院	京都市東山区林下町400-3
(社福) 京都社会事業財団	野口 雅滋	つばさ園	京都市西京区山田平尾町51-28
(社福) カトリック京都司 教区カリタス会	井上 新二	京都聖嬰会	京都市中京区河原町通り三条上る丸屋 町423番地
(社福) 衆善会	草場 周啓	和敬学園	京都市上京区相国寺北門前下之町704
(社福) 迦陵園	廣 啓司	迦陵園	京都市左京区下鴨宮崎町109
(社福) 京都社会事業財団	野口 雅滋	ももの木学園	京都市西京区山田平尾町51-28

### 6 契約金額 (税込み)

19,320,000円

(一法人あたり2,415,000円)

### 7 契約内容

京都市社会的養護自立支援事業に係る自立支援コーディネーター事業業務の委託

### 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

本件委託業務は、施設退所者等が日々の生活で抱える不安や悩みについて、相談に応じるとともに、退所後の自立に向けた計画的な支援を実施することにより、社会的自立を支援するものである。

業務の遂行に当たっては、施設退所者等が随時相談できるよう、信頼関係が構築されているとともに、施設退所者等が抱える被虐待経験、障害等、様々な課題に対して、専門的知見から支援を行うことが求められるため、競争入札により価格のみをもって委託先を決定することは望ましくないため。



9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

本件委託業務の遂行にあたり、受託者は以下の条件に該当する必要がある。

- (1) 施設退所者等との信頼関係が構築されており、施設退所者等が抱える様々な課題に対処するために必要な専門的知見を有すると認められること
- (2) 同事業を実施するために必要な設備を確保できること
- (3) 本事業の支援対象である施設退所者等に対し、きめ細かな支援が可能な職員体制を確保できること

これらの条件をすべて満たすことができる受託先は、日々の処遇の中で、関係が構築されており、施設退所者等が抱える様々な課題に対処するために必要な専門的知見を有している各児童養護施設、児童心理治療施設を運営する法人が適切である。

さらに、児童相談所や、多くの社会資源とのネットワークを有し、それらとの連携の下、施設退所者等に対し、適切な支援を実施することが可能である。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

市町村子ども・子育て支援事業計画及び子ども・若者に関する新計画策定に係る市民ニーズ調査等の業務

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

### 3 契約締結日

(変更前) 平成30年6月1日

(変更後) 平成30年8月22日

### 4 履行期間

平成30年6月1日から平成31年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市右京区西京極西池田町9番地5 西京極駅前ビル6階  
株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所

### 6 契約金額(税込み)

(変更前) 21,600,000円

(変更後) 22,496,400円

### 7 契約内容

子育て支援に関する市民ニーズ調査, 結婚と出産に関する意識調査, ひとり親家庭に関する実態調査, 母子保健に関する意識調査, 青少年・若者に関する意識行動調査, 小学生の放課後の過ごし方に関する実態調査に係る調査票の提案, 調査票の発送, 調査結果の取りまとめ・分析及び平成31年度から平成36年度までの各年度の推計児童数の算出等

### 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

委託する業務は調査票の作成や調査結果の分析など高度な知識を要するものであり, 競争入札には適さないため, 地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定を適用する。

(変更契約の理由)

調査票や調査票送付用封筒等について, 各関係所属等と調整を行った結果, 当初の契約時に見込んでいた必要数では不足することが判明し, 印刷部数を増やす必要が生じた。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

プロポーザル方式による受託候補者選定手続を実施し、平成30年5月8日に企画提案のあった8社によるプレゼンテーションを行った。

予め定めた評価項目に基づき審査委員が審査を行った結果、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所が最も上位の評価点を得たことから委託契約先として選定した。

※ 審査委員（育成推進課職員4名）

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度京都市子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
別紙参照
- 6 契約金額（税込み）  
111,942,000円
- 7 契約内容  
特定非営利活動法人等の市民団体やボランティア等と連携・協力して、主に乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流を図るとともに、育児相談などを行う場を身近な地域に設置することや地域の子育て支援活動を支援することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、身近な地域の子育て支援機能の充実を図る。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
契約内容が地域における子育て支援に関する事業の委託であり、契約の目的が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
要綱第2条に基づき、従来からの地域における子育て支援活動の実績を踏まえ、適切な事業運営が確保できると認められる委託先は、18団体であるため。
- 11 その他

平成30年度京都市子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)事業委託先一覧

番号	種別	運営団体(委託先)				施設名称	委託料
		名称	職名	代表者名	住所		
1	社会福祉法人	積慶園	理事長	古村 正	京都市西京区榎原角田町1-42	ほっこりスペース	¥6,219,000
2	社会福祉法人	大宅福祉会	理事長	山手 重信	京都市山科区大宅五反畑町69-5	きつずる一む おおやけ	¥6,219,000
3	社会福祉法人	京都老人福祉協会	理事長	三代 修	京都市伏見区大亀谷東古御香町59・60	稲荷の家 ほっこり	¥6,219,000
4	医療法人社団	中部産婦人科医院	理事長	中部 健	京都市伏見区向島二ノ丸町151-44	中部はすの実ひろば	¥6,219,000
5		「ハートの家族」運営委員会	運営委員長	上川 京子	京都市伏見区羽東師菱川町555-29	ハートの家族	¥6,219,000
6	特定非営利活動法人	チャイルドライン京都	理事長	外村 まき	京都市山科区御陵久保町52-24 2F	格致つどいの広場	¥6,219,000
7	特定非営利活動法人	山科醍醐こどものひろば	理事長	村井 琢哉	京都市山科区竹鼻堂ノ前町18-1	げんきスポット0-3(ゼロさん)	¥6,219,000
8	宗教法人	随林寺	代表役員	戸津川 聖信	京都市南区西九条東島町21	随林寺つどいの広場	¥6,219,000
9	一般社団法人	京都市母子寡婦福祉連合会	会長	横内 美佐子	京都市左京区下鴨北野々神町26 北山ふれあいセンター 京都市ひとり親家庭支援センター内	ほっこりはあと出町	¥6,219,000
10		どんぐり広場子育て支援事業運営委員会	委員長	蓮岡 修	京都市左京区新聞之町二条下ル頭町351	どんぐり広場	¥6,219,000
11	特定非営利活動法人	京都子育てネットワーク	理事長	藤本 明美	京都市伏見区深草願成町32-2	いっぼ	¥6,219,000
12		大原自治連合会	会長	田家 正雄	京都市左京区大原大長瀬町179 大原公民館内	つどいの広場 びーちくばーちく	¥6,219,000
13	社会福祉法人	宏量福祉会	理事長	芹澤 出	京都市右京区山ノ内宮脇町9-2	ひだまり・ホット・みやこ	¥6,219,000
14	社会福祉法人	京都老人福祉協会	理事長	三代 修	京都市伏見区大亀谷東古御香町59・60	墨染つどいの広場 ほっこり	¥6,219,000
15	社会福祉法人	浄正寺福祉会	理事長	中浦 正音	京都市下京区七条御所ノ内南町49	フレンドリーハウス西八条	¥6,219,000
16		おひさまルーム子育て支援事業運営委員会	委員長	綱村 ヨン子	京都市上京区千本通上長者町上る百万遍町89 ツナムラ整体2F	おひさまルーム	¥6,219,000
17	社会福祉法人	健光園	理事長	小國 英夫	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12	嵯峨ひかり広場	¥6,219,000
18	特定非営利活動法人	アレルギーネットワーク京都 びいちゃんねっと	理事長	空閑 浩人	京都市中京区姉西洞院町542 サンフィールドビル3階	びいちゃん	¥6,219,000
						合計	¥111,942,000

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度ファミリーサポート事業に係る委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階  
公益社団法人 京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額（税込み）  
34,859,000円
- 7 契約内容  
京都市ファミリーサポート事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
地域における育児の援助活動の推進を目的とした事業の委託であり、契約内容が、市民の身近な地域において専門性及び継続性を要する事業を実施するものであり、契約の目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公益社団法人京都市児童館学童連盟は、日頃から児童館学童クラブ事業など児童福祉に深い関わりを有し、市内全域において事業を展開しており、また事業実施に必要な体制と児童福祉に関する経験と実績を有している。  
京都市ファミリーサポート事業については、専門的な知識のあるアドバイザーを配置し、会員の登録、講習会の開催、会員同士の相互援助活動の調整等を行っており、長年の児童館・学童クラブ事業をはじめとする児童福祉に関する経験により、会員からの多岐にわたる依頼内容や緊急性のある依頼内容に対応することが可能となっている。  
また、同団体は、各児童館の連絡調整機関として大きな役割を果たしているが、市内全域におい

て指定された児童館にファミリーサポートセンターの支部を設置し、本部と連携して地域における子育て支援を推進することが可能である。

以上のことから京都市ファミリーサポート事業は、専門性を有し、安定的に事業運営を行うため、価格競争になじまないことから、同団体を委託先として選定する。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度放課後ほっと広場事業の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階  
京都市学童保育所管理委員会
- 6 契約金額（税込み）  
83,142,127円
- 7 契約内容  
放課後ほっと広場事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
放課後ほっと広場において実施する放課後児童健全育成事業は、昼間留守家庭における低学年児童の放課後の安全な居場所を提供するものであり、事業の実施に際しては、児童の健全育成に対して深い理解を持つことと、小学校等地域の関係機関と密接な関係を築いていくことが求められる。  
よって、契約内容は、専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
委託先は、公設学童保育所の指定管理者として8箇所の学童保育所を運営しており、児童の健全育成に対して深い理解を持っているとともに、地域の小学校等の関係機関と密接な関係を築いてきた実績がある。また、事業の実施についても意欲を有しており、これまでの学童クラブの事業の実績に鑑みて能力を有すると認められる。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

1 件名

「京都やんちゃフェスタ2018（第1部）」の実施の委託

2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

3 契約締結日

平成30年4月1日

4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階  
公益社団法人 京都市児童館学童連盟

6 契約金額（税込み）

14,847,000円

7 契約内容

「京都やんちゃフェスタ2018（第1部）」の実施の委託

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

事業内容が児童館・学童保育所の役割，活動を市民にPRするイベントであり，事業目的が子どもたちの健やかな心と身体の成長を図り，児童の健全育成を推進するものであることから，契約内容の性質及び目的が競争入札に適さないため，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により，委託契約を随意契約で行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

事業内容が児童館・学童保育所の役割，活動を市民にPRするイベントであり，事業を実施するに当たっては，児童館・学童保育所との緊密な連絡調整が必要となる。

公益社団法人京都市児童館学童連盟は，児童館・学童クラブ事業の委託先により構成される団体であり，事業を実施するに当たって最適であると考えられる。

また，同団体は，「京都やんちゃフェスタ」事業の実施に際して，第1回目から第3回目まで本市を中心とする実行委員会の補助組織として事業に参画し，第5回目は本市と共同で実行委員会を組織し，第5回目からは本事業の実施を受託していることから，本事業を円滑かつ効率的に進めるに

当たっての専門的知識を有している。

11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度京都市児童館事業（民設児童館）の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
別紙参照
- 6 契約金額（税込み）  
994,358,406円
- 7 契約内容  
京都市児童館事業（民設児童館）の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市の児童館においては、18歳未満の児童の健全育成を図ることを目的とした児童館事業と昼間留守家庭における低学年児童に対して放課後の安全な居場所を提供する学童クラブ事業を施設的に一元化して行うことを基本としている。  
事業の実施に際しては、児童の健全育成に深い理解を持つことと、地域福祉の向上を目指した地域に開かれた児童館であるため、学校、保育所、福祉事務所等地域の関係機関との密接な関係を築いていくことが求められる。  
よって、契約内容について、専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため、地域自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
委託先は、地域における子育て支援及び児童の健全育成に対して深い理解をもっていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの児童館の運営における実績に鑑みて能力を有すると認められる。



## 委託先一覧(民設)

(別紙1)

委託先名称	委託先住所	児童館名称	児童館所在地	契約金額
社会福祉法人 京都社会福祉協会	京都市上京区猪熊通丸太町下る中之町519番地	別紙社会福祉法人京都社会福祉協会民設児童館一覧	別紙社会福祉法人京都社会福祉協会民設児童館一覧	102,037,817
社会福祉法人 京都市社会福祉協議会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	南大内児童館	京都市南区八条寺内町5番地	24,226,979
社会福祉法人 終野保育園	京都市北区上賀茂東上ノ段町36番地の2	終野児童館	京都市北区上賀茂中ノ坂町14番地の1	23,186,619
社会福祉法人 京都保育センター	京都市北区大将軍坂田町8番地1	たかつかさ児童館	京都市北区大将軍坂田町8番地1	28,443,603
社会福祉法人 大五京	京都市北区衣笠衣笠山町10番地	衣笠児童館	京都市北区衣笠衣笠山町10番地	24,473,442
社会福祉法人 西陣会	京都市上京区元誓願寺通千本東入元四丁目430番地の2	西陣児童館	京都市上京区元誓願寺通千本東入元四丁目432	23,799,621
社会福祉法人 平松の会	京都市左京区岩倉中在地町32番地	村松児童館	京都市左京区岩倉中在地町31番地の3	17,742,888
社会福祉法人 六満学園	京都市中京区六角通大宮西入三条大宮町242番地	洛中児童館	京都市中京区六角通大宮西入三条大宮町242番地	17,478,438
宗教法人 日本基督教団京都教会	京都市中京区富小路通二条下ル俵屋町197番地	同心児童館	京都市中京区富小路通二条下ル俵屋町197番地	33,253,780
宗教法人 正林寺	京都市東山区渋谷通東大路東入三丁目上馬町553番地	小松谷児童館	京都市東山区渋谷通東大路東入三丁目上馬町553番地	20,711,988
社会福祉法人 大宅福祉会	京都市山科区大宅五反畑町69番地の5	大宅児童館	京都市山科区大宅五反畑町69番地の13	31,952,023
社会福祉法人 常盤福祉会	京都市山科区東野南井上町9番地の2	山階南児童館	京都市山科区東野門口町30番地の1	29,280,056
社会福祉法人 下京ひかり保育園・児童館	京都市下京区中堂寺前田町7番地の3	下京ひかり児童館	京都市下京区中堂寺前田町7番地の3	26,997,364
社会福祉法人 カトリック京都司教区カリタス会	京都市中京区河原町通り三条上ノ下丸屋町423番地	希望の家児童館	京都市南区東九条東岩本町31番地	27,414,014
社会福祉法人 清和園	京都市南区久世川原町79番地	祥栄児童館	京都市南区久世川原町79番地	25,873,382
社会福祉法人 向上社	京都市右京区西院北矢掛町22番地	向上社児童館	京都市右京区西院北矢掛町22番地	26,286,783
社会福祉法人 桂・川島児童センター	京都市西京区川島栗田町40番地の4	桂児童館	京都市西京区川島栗田町40番地の4	21,628,317
社会福祉法人 上総福祉会	京都市北区小山上総町7番地	大原野児童館	京都市西京区大原野上里北ノ町1308番地の2	28,431,539
社会福祉法人 つみき福祉会	京都市西京区松室荒堀町126番地	つみき児童館	京都市西京区松室荒堀町127番地	22,821,194
社会福祉法人 桂朝日福祉会	京都市西京区桂北滝川町30番地	桂東児童館	京都市西京区桂浅原町129番地の1	24,597,246
社会福祉法人 醍醐福祉会	京都市伏見区醍醐中山町39番地の13	中山児童館	京都市伏見区醍醐中山町46番地	25,191,533
池田児童館運営委員会	京都市伏見区醍醐池田町4番地	池田児童館	京都市伏見区醍醐池田町4番地	28,474,545
社会福祉法人 白菊福祉会	京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の59	白菊児童館	京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の59	23,961,412
うずらの里児童館運営委員会	京都市伏見区深草西浦町三丁目44番地	うずらの里児童館	京都市伏見区深草西浦町三丁目44番地	32,534,338
社会福祉法人 美樹和会	京都市伏見区桃山町大島38番地の110	みざわ児童館	京都市伏見区桃山町大島38番地の110	22,579,347
社会福祉法人 志心福祉会	京都市伏見区石田川向町1番地の7	はなぶさ児童館	京都市伏見区石田川向町1番地の7	23,387,004
桃の里児童館運営委員会	京都市伏見区淀際目町555番地	桃の里児童館	京都市伏見区淀際目町555番地	27,241,464
一般社団法人 京都市母子寡婦福祉連合会	京都市左京区下鴨北野々神町26番地北山ふれあいセンター京都市ひとり親家庭支援センター内	あひ鳥児童館	京都市伏見区下鳥羽東柳長町33番地	25,530,891
社会福祉法人 健光園	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12番地	ももやま児童館	京都市伏見区桃山町立売1番の6	24,158,564
社会福祉法人 京都福祉サテライト協会	京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	塔南の園児童館	京都市南区西九条菅田町4番地の2	30,497,853
社会福祉法人 京都社会事業財団	京都市西京区山田平尾町17番地	松陽児童館	京都市西京区山田平尾町51番地の28	21,499,056
社会福祉法人 妙秀福祉会	京都市北区鷹峯黒門町15番地2	みょうしゅう児童館	京都市北区鷹峯黒門町15番地2	23,080,665
社会福祉法人 深草福祉会	京都市伏見区深草僧坊町54番地の3	ふかくさ輝つ児童館	京都市伏見区深草僧坊町54番地の3	23,666,517
宗教法人 天得院	京都市東山区本町15丁目802	東福寺児童館	京都市東山区本町15丁目802	21,441,525
特定非営利活動法人 フォーラムひこばえ	京都市右京区宇多野福王子町45番地2	うたの・ひこばえ児童館	京都市右京区宇多野福王子町45番地2	20,762,019
社会福祉法人 鏡陵福祉会	京都市山科区御陵荒巻町50番地1	陵ヶ岡児童館	京都市山科区御陵岡町36番地1	21,891,298
一元化民設設計 36委託先		39児童館		976,535,124
委託先名称	委託先住所	児童館名称	児童館所在地	契約金額
宗教法人 だん王法林寺	京都市左京区川端通三条上ノ法林寺門前町36番地	だん王児童館	京都市左京区三条大橋東入法林寺門前町36番地	17,823,282
単独民設設計 1委託先		1児童館		17,823,282
合 計				994,358,406

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度児童館・学童保育所職員研修の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階  
公益社団法人 京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額（税込み）  
14,344,000円
- 7 契約内容  
京都市学童クラブ事業における職員研修事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業については、学童クラブ事業を委託している児童館・学童保育所職員を対象としており、実施に当たっては、児童館・学童クラブ事業の内容を十分に理解していることが求められるとともに、各児童館・学童保育所との連絡調整及び研修に関する調査研究等が必要となる。よって契約の性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項2号に基づき、随意契約する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公益社団法人京都市児童館学童連盟は、本市の児童館・学童クラブ事業を受託している社会福祉法人等の団体により構成されており、各児童館・学童保育所間の連絡調整及び事業内容の向上等を目的としていることから、上記の点に鑑み委託を行う。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市南区東九条東山王町27番地 元山王小学校 北校舎2階  
公益社団法人 京都市児童館学童連盟
- 6 契約金額（税込み）  
予定総額 116,686,174円
- 7 契約内容  
京都市学童クラブ事業における障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業については、学童クラブ事業を委託している児童館・学童保育所を対象としており、実施に当たっては、学童クラブ事業の内容及び障害のある児童に対する十分な理解が求められるとともに、各児童館・学童保育所との連絡調整及び指導が必要不可欠である。障害のある児童の介助者要請及び派遣は、専門的な知識と技術を要し、価格競争だけでは実施ができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
公益社団法人京都市児童館学童連盟は、本市の児童館・学童クラブ事業を受託している社会福祉法人等の団体により構成されており、各児童館・学童保育所間の連絡調整及び事業内容の向上等を目的としていることから、上記の点に鑑み委託を行う。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市上京区丸太町通日暮西入西院町747番地の20  
社会福祉法人 信愛保育園
- 6 契約金額（税込み）  
15,557,783円
- 7 契約内容  
学童クラブ事業（民設学童保育所）の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
学童保育所における学童クラブ事業は、昼間留守家庭における低学年児童の放課後の安全な居場所を提供するものであり、事業の実施に際しては、児童の健全育成に対して深い理解をもつことと、地域の関係機関と密接な関係を築いていくことが求められる。  
よって、契約内容は、専門性が求められ、性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約する。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
委託先は、児童の健全育成に対して深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの学童クラブ事業の実績に鑑みて能力を有すると認められる。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市スマイルママ・ホッと事業委託業務

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課

### 3 契約締結日

平成30年4月1日

### 4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

#### (1) 京都市左京区下鴨高木町40番地

医療法人仁愛会川村産婦人科 理事長 川村 直行

#### (2) 京都市中京区岩上通蛸薬師下る宮本町795

山元病院 院長 山元 貴雄

#### (3) 京都市中京区壬生東高田町1番地の2

地方独立行政法人 京都市立病院機構 京都市立病院 理事長 森本 泰介

#### (4) 京都市中京区西ノ京春日町16番地の1

公益社団法人京都保健会 京都民医連中央病院 理事長 吉中 丈志

#### (5) 京都市山科区音羽珍事町2番地

医療法人社団洛和会 洛和会音羽病院 理事長 矢野 一郎

#### (6) 京都市下京区万寿寺通烏丸西入御供石町357

医療法人種田産婦人科 理事長 種田 征四郎

#### (7) 京都市下京区西七条市部町132

南部産婦人科医院 院長 南部 吉幸

#### (8) 京都市下京区西洞院通松原下ル永倉町558

医療法人社団美友会 産科・婦人科松本クリニック 理事長 松本 央

#### (9) 京都市南区四ツ塚町1番地

医療法人財団今井会 第二足立病院 院長 大坪 一夫

#### (10) 京都市右京区太秦垂箕山町13番地3

医療法人柏木産婦人科 院長 柏木 智博

#### (11) 京都市西京区上桂宮ノ後町6-8

医療法人倅生会 身原病院 理事長 身原 正哉

#### (12) 京都市西京区桂御所町1番地

三菱京都病院 病院長 小野 晋司

#### (13) 京都市伏見区銀座町2丁目342

医療法人藤田産科・婦人科医院 理事長 藤田 誠司

#### (14) 京都市向日市寺戸町七ノ坪170番地

医療法人社団ハシイ産婦人科 院長 橋井 康二

(15) 京都市山科区安朱中小路町28-1

まこと助産院 堀口 君子

(16) 京都市南区久世上久世町687-2

桶谷助産院 桶谷 秀子

6 契約金額（税込み）

15,568,000円（予定総額）

7 契約内容

京都市スマイルママ・ホッと事業実施要綱に基づく事業を委託する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

産後の体調不良，又は育児に不安あり，かつ家族から母子への支援が受けられない方への支援を，京都市内の全地域の医療機関等で提供する必要がある。

そのため，本市から行った医療機関等への受託希望調査において，本市と委託契約を締結したい旨申し出たもののうち，要綱第2条に定める設備基準等を満たすものとの委託であることから，契約の目的が競争入札に適さない。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

京都市スマイルママ・ホッと事業については，産後の母親が身近な地域で安心して育児を開始できることを考慮し，京都市内の全地域で実施できる体制が望ましい。契約相手方については，本市から行った医療機関等への受託希望調査において，本市と委託契約を締結したい旨申し出たため，委託先として選定した。

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市育児支援ヘルパー派遣事業の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
  - ①京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1 ひと・まち交流館4階  
社会福祉法人京都福祉サービス協会
  - ②京都市右京区京北上中町宮ノ下22番地  
社会福祉法人北桑会 訪問介護事業所豊和園
- 6 契約金額（税込み）  
15,172,000円（予定総額）
- 7 契約内容  
京都市育児支援ヘルパー派遣事業の実施を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
契約内容が、母親の産後うつ、育児ノイローゼ等の問題により養育支援を必要とする家庭の支援であり、その実施に当たっては母子保健に関する専門性を必要とすることから、契約の性質が競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
福祉サービス協会については、市内全域を対象とした多数の登録ヘルパーを確保し、継続的に安定した事業実施が見込める事業者として選定した。  
豊和園については、京北地域をエリアとする事業所2箇所の内、介護保険法及び障害者総合支援法によるホームヘルプサービス事業の実績及びヘルパーの派遣体制を踏まえ選定した。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都版ブックスタート事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区二条通河原町東入ル樋ノ口町457  
京都府書店商業組合 理事長 三宅 久嗣
- 6 契約金額（税込み）  
13,498,000円（予定総額）
- 7 契約内容  
京都版ブックスタート事業実施要綱に基づく、読み聞かせスタートパックの製作及び市内各書店におけるブックスタートコーナーの設置業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業では、全ての8か月児健診対象者に絵本を配布するため、市内全域において、均しく質の高いサービスが提供される必要がある。また、地域全体で子育てを支援し、絵本の読み聞かせを通した子どもを育む取組として実施するため、契約相手方は以下の全ての要件を満たすことを要する。  
(1)ブックスタートコーナーを有する書店が全行政区に存在すること。  
(2)市内全域において、絵本読み聞かせに関する情報を共有できるネットワークを有していること。  
(3)ブックスタートコーナーにおいて、読み聞かせに関する知識が豊富な職員がアドバイスすることができること。  
上記のことから、価格競争のみによって契約相手方を定めることはできないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
「8 随意契約の理由」にある要件を全て満たしているのは、京都府書店商業組合のみであるため。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市妊産婦健康診査実施の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
  - ①一般社団法人 京都府医師会  
京都市中京区西ノ京東梅尾町6番地
  - ②一般社団法人 滋賀県医師会  
滋賀県栗東市糺1丁目10番7号
  - ③一般社団法人 大阪府医師会  
大阪市天王寺区上本町2丁目1番22号
  - ④一般社団法人 兵庫県医師会  
兵庫県神戸市中央区磯上通6丁目1番11号
  - ⑤公益社団法人 京都府助産師会  
京都市中京区西ノ京南両町33番地の1
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）900,141,000円
- 7 契約内容  
妊産婦健康診査実施の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
一様に受診できる体制を構築できる団体等に委託することが望ましいため。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
契約の相手方は、「8 随意契約の理由」にある要件を全て満たしており、相手方の各団体に属する医療機関等は、本市市民が受診しやすいため。



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市妊産婦健康診査費の審査支払事務の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸内  
京都府国民健康保険団体連合会
- 6 契約金額（税込み）  
（予定総額）13,419,000円
- 7 契約内容  
審査支払事務の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
妊産婦健康診査費の審査支払事務については、医療機関との連携に習熟し、専門の知識を要するため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
「8 随意契約の理由」の要件を満たしているのは、京都府国民健康保険団体連合会であるため。
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度子ども・若者指定支援機関業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地 京都市中京青少年活動センター内  
公益財団法人京都市ユースサービス協会
- 6 契約金額（税込み）  
35,028,000円
- 7 契約内容  
支援対象者等に対する相談、助言、指導及び支援の進行管理など、京都市子ども・若者支援地域協議会において行われる支援の全般についての業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
契約の目的を達成するためには、下記の5つの条件を満たす必要があり、これを満たす団体が1者に特定されるため。
  - (1) 子ども・若者総合相談窓口と密接に連携し、一体的な運営ができること
  - (2) 京都市域において広く子ども・若者の育成支援を行った実績があること
  - (3) 京都市域において関係機関とのネットワークを有していること、
  - (4) 本市の子ども・若者育成支援についての理解度が高いこと
  - (5) 個人情報取扱いについての規約等が整備されていることなお、上記5つの条件を設定した理由は下記のとおりである。
  - (1) 子ども・若者総合相談窓口に寄せられた相談については、支援コーディネーターへ引き継ぐケースもあるため、切れ目なく密接な連携を確保する必要がある。
  - (2) 「子ども・若者育成支援推進法」施行により、本市においても初めて体制を整備して、困難を有する子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう総合的に支援するものであるため、これまで全京都市域において青少年育成支援を行っている実績があることが望ましい。また、これらの実績を踏まえ子ども・若者育成支援に関する研修を実施する必要がある。
  - (3) 関係機関のネットワークを活用し、様々な分野の関係機関の情報収集を行うとともに、全京都市域における関係機関との連携を確保する必要がある。

(4) 子ども・若者指定支援機関に配置する支援コーディネーターは、全京都市域の困難を有する子ども・若者を対象とすることから、全京都市域の子ども・若者の現状について理解が高い団体が人材育成を行う必要がある。

(5) 支援コーディネーターは、支援に際して支援対象者の生育歴や病歴等、極めて高度なプライバシー情報を取り扱うことから、管理方法等の個人情報の取扱いに係る研修が必要である。

## 9 根拠法令

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 10 契約の相手方の選定理由

8 随意契約の理由の各条件に当てはまる団体は、下記理由のとおり公益財団法人京都市ユースサービス協会（以下、「協会」という。）のみであるため。

(1) 協会は、京都市の青少年の健全な育成に寄与することを目的として設立された団体であり、市内7箇所の青少年活動センターや子ども・若者総合相談窓口の管理運営を行う等、本市の子ども・若者の現状を把握したうえで、支援コーディネーターへの引継に際しても密接な連携を図っている。

(2) 協会は、指定管理者として市内7箇所の青少年活動センターにおいて様々な青少年育成支援を行っている実績がある。また、ユースワーカー人材育成プログラムの実施、インターン生の受入れ、事例研修会の実施等これまでから体系的な職員研修を実施している。

(3) 協会は、市内7箇所の青少年活動センターを中心に地域の関係機関と連携した活動を行っている。また、協会は、地域若者サポートステーション事業を実施しており、就労支援の取組等を通じて各機関との連携強化が図れている。民間団体において、全京都市域にわたり組織的なネットワークを有しているのは、協会のみである。

(4) 支援コーディネーターは、子ども・若者支援地域協議会において公的機関と連携し主導的役割を果たす必要がある。協会は、協会の規定において、京都市等関係行政機関及び青少年育成団体等と協調して活動を展開することを目的としており、これまでの活動実績においても「京都市ユースアクションプラン」の方針に沿った活動を行っており、本市の子ども・若者育成支援についての理解度が高い。

(5) 協会は、「公益財団法人京都市ユースサービス協会個人情報保護規定」を定めて、個人情報の適正な取扱いを確保し、個人情報の権利利益の保護等、公正かつ適正な運営を行っており、本市が求めるレベルの情報セキュリティ対策の研修を実施することができる。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度地域若者サポートステーション事業委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地 京都市中京青少年活動センター内  
公益財団法人京都市ユースサービス協会
- 6 契約金額（税込み）  
6,539,000円
- 7 契約内容  
相談支援事業，職業ふれあい事業及び広報事業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
地域若者サポートステーション事業は，地域若者サポートステーション事業実施要綱において，一定期間無業の状態にある若者の職業的自立を促進することを目的として，国及び地方公共団体が協働で行うこととされており，それぞれの役割分担の下，地域若者サポートステーション事業の基盤的事項は国からの認定事業とし，それ以外の地域の実情に応じて実施する事項は各自治体が措置すると位置付けられている。本事業を効率的かつ効果的に実施するためには，国からの認定事業及び地方公共団体からの委託事業を一体的に運営できること，また若年無業者の職業的自立支援に関する実績があることが必要である。したがって，本事業実施の委託については，その性質及び目的が競争入札に適していないため，地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2－（1）－ウに基づき，随意契約を行った。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
本事業については，平成18年度以降，公益財団法人京都市ユースサービス協会が，国（厚生労働省職業能力開発局長）から受託し，「京都若者サポートステーション」を開設して実施しており，平

成30年度においても国から事業者として選定され、受託することが決定していたため、本業務の委託先を公益財団法人京都市ユースサービス協会とした。

## 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市私立幼稚園家庭教育セミナー委託事業
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
契約締結日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区室町通り高辻上る山王町561番地 京都私学会館内  
京都市私立幼稚園PTA連合会
- 6 契約金額（税込み）  
6,994,000円
- 7 契約内容  
家庭教育の振興を図ることを目的として、私立幼稚園の保護者を対象とした家庭教育セミナーなどを委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
京都市私立幼稚園PTA連合会は、公益社団法人京都市私立幼稚園協会加盟園の各単位PTAにより組織されており、相互の連携・協力を図りながら、京都市内の私立幼稚園教育の振興という観点も含め、契約内容を履行できる唯一の団体であるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
民間保育園施設等職員の資質向上のための研修業務
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町601番地の1  
京都市子ども子育て支援総合センターこどもみらい館3階  
公益社団法人 京都市保育園連盟
- 6 契約金額（税込み）  
12,550,000円
- 7 契約内容  
保育の質，専門性の向上のため，施設長，保育士，調理員等の保育施設等に勤務する職員に対する研修を実施し，もって児童処遇の向上を目指すもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
公益社団法人京都市保育園連盟は，保育における各分野ごとに，本市保育行政の実情を踏まえた諸課題等について，本市の民間保育施設長により協議する委員会を設置しているなど，本市民間保育施設における保育現場の実態，ニーズにきめ細かく対応し，保育の質向上のための効果的な研修内容・実施方法の詳細等を企画・立案し，迅速に実行できる体制を有している市内唯一の団体であるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

### 1 件名

京都市保育人材確保事業

### 2 担当所属名

子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

### 3 契約締結日

平成30年4月1日

### 4 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

### 5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区間之町通竹屋町下る楠町601番地の1  
京都市子ども子育て支援総合センターこどもみらい館3階  
公益社団法人 京都市保育園連盟

### 6 契約金額（税込み）

13,700,000円

### 7 契約内容

京都市における質の高い保育の安定的な提供を図ることを目的として、新規卒業者や潜在保育士等を対象に実施する保育人材確保事業を委託するもの。

### 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の実施にあたっては、市内の保育園等の状況や保育人材に関する動向など保育に関する幅広い知識・情報を有するとともに、京都市だけでなく、保育人材確保の観点から重要となる保育士養成校、ハローワーク等の関係機関と連絡、調整できる関係及び体制を有していることを必要とする。このことから、契約の性質が競争入札に適さないため。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

連盟は、京都市内の全民営保育園が加盟する唯一の団体であり、市内の各保育園等の個別の現状や保育内容、保育人材の採用状況及び求人情報等の保育人材確保に関する幅広い情報を既に所有しているとともに、保育園等の近況についても速やかに情報を把握できる関係にある。また、これまでから保育士等人材確保検討会議や保育士養成校との懇談会等の取組を通して、上記の関係機関と連携を行い、関係を構築してきており、労働局からは保育人材職業紹介所の登録・許可（26-ユ-300337）を得ており、求人・求職者をマッチングできる資格を有している。さらに、連盟の事務局には複数の常勤職員が勤務し、これまでから保育園等と日常的にやり取りしていることから、連絡、調整など円滑に業務を進めることができる体制を有している。以上により、連盟を委託先として選定するものである。





## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市子ども・子育て支援制度システム保守・運用業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町1  
富士通株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）  
19,294,524円
- 7 契約内容  
子ども・子育て支援制度システムの運用支援業務，サーバその他周辺機器の稼働管理，及びパッケージ保守業務等を行う。ただし，システムの機器等保守業務を除く。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
子ども・子育て支援制度システムは富士通株式会社が開発するパッケージを基礎とし，本市独自のカスタマイズを加えた上で運用しているが，平成30年度についても，平成27年度～平成29年度に引続き提供されるパッケージの修正プログラムに対し，当該カスタマイズを考慮した慎重な適用作業が必要となる。また，子育て施策の推進に当たり，パッケージの改修に至らないものを含む様々な統計資料を新たに作成することが想定され，これらに遅延なく正確に対応するには，現在のシステムについての十分な知識及び技術に加え，これまでの本市との協議結果や事務運用を踏まえた的確な対応が必要となる。  
上記を満たす契約の相手先は開発元である富士通株式会社に限定され，競争入札に適さないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
子ども・子育て支援制度支給認定等業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室
- 3 契約締結日  
平成30年8月31日
- 4 履行期間  
平成30年9月1日から平成33年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691番地  
株式会社パソナ パソナ京都
- 6 契約金額（税込み）  
262,740,240円
- 7 契約内容  
「子ども・子育て支援制度支給認定等業務委託に関するプロポーザル」仕様書のとおり
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本委託業務の内容は、契約の相手方の能力、技術、経験が業務遂行のために大きく影響することから、本業務の目的を効果的かつ効率的に達成するため、価格以外に事業者の能力、提案を評価することで相手方を選定する必要がある。よって、プロポーザル形式により随意契約で受託業者を選定する。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市児童福祉センター診療所における医事業務
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター総務課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成33年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60 日本生命四条ビル8F  
株式会社ソラスト 京滋支社
- 6 契約金額（税込み）  
32,348,160円
- 7 契約内容  
診療所における医事業務  
【患者受付，外来会計，診療報酬請求業務等】
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
医事窓口業務及び京都市公金出納事務については，市民に対しより良いサービスの提供を行う必要があるため，正確かつ迅速な事務処理，丁寧な対応，利用者の立場に立った事務処理方法の改善提案等に関する能力が求められる。これらの能力が優れている者を選択して，契約するためには，価格以外に医事業務に関して業者が保有するノウハウ，業務に従事する職員の能力と教育訓練の体制，業務の繁閑に柔軟に対応する体制等を比較する必要あるため，委託業者選定にあたっては，プロポーザル方式による選定方法を採用している。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度児童福祉センター医薬品アスベリンシロップ0.5%他
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター総務課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市中京区西ノ京東中合町74番地  
株式会社ケーエスケー
- 6 契約金額（税込み）  
予定総額5,785,322円
- 7 契約内容  
診療所における医薬品
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
医薬品の基準価格（薬価）は、厚生労働省が定める診療報酬基準に基づいており、薬価が公表されるのは3月上旬であるため契約課への入札依頼時には、本市・業者ともに価格の設定ができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
見積もり合わせによる
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度児童福祉センター医薬品コンサータ錠他
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター総務課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
東京都中央区八重洲二丁目7番15号  
株式会社 メディセオ
- 6 契約金額（税込み）  
予定総額7,314,412円
- 7 契約内容  
診療所における医薬品
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
医薬品の基準価格（薬価）は、厚生労働省が定める診療報酬基準に基づいており、薬価が公表されるのは3月上旬であるため契約課への入札依頼時には、本市・業者ともに価格の設定ができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
見積もり合わせによる
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度児童福祉センター医薬品P L配合顆粒他
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター総務課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都府京都市左京区丸太町通川端東入下堤町78番地  
株式会社 平塚薬局
- 6 契約金額（税込み）  
予定総額30,670,582円
- 7 契約内容  
診療所における医薬品
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
医薬品の基準価格（薬価）は、厚生労働省が定める診療報酬基準に基づいており、薬価が公表されるのは3月上旬であるため契約課への入札依頼時には、本市・業者ともに価格の設定ができないため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由  
見積もり合わせによる
- 11 その他



## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
里親委託推進・支援等事業業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局児童福祉センター児童相談所
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市西京区樫原角田町1番地42  
社会福祉法人 積慶園
- 6 契約金額（税込み）  
6,796,992円
- 7 契約内容  
里親等への委託を推進するため、広報、研修、相談援助活動等の業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
本事業は、社会的養護を必要とする子どもに家庭的な環境で愛着関係の形成を図る里親等への委託を推進するため、関係機関との連携・調整や、里親と施設との円滑な調整、里親への支援等を行うもので、里親制度に関する知識や児童福祉業務に関する専門性や実績、ノウハウ等が求められるほか、支援対象である里親との人間関係や信頼関係が重要となる。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
社会福祉法人積慶園は、乳児院及び児童養護施設の運営実績を有し、平成23年度（事業開始年度）から本事業を受託し訪問等で里親との信頼関係が十分に構築されている。また、乳児院及び児童養護施設で里親支援の役割を担う里親支援専門相談員の活動へのスーパーバイズを行うなど統括的役割も果たし、里親のみならず施設との信頼関係も十分に構築されており、安定的な里親支援体制の構築に資する。
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市第二児童福祉センター診療所における医事業務
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局 第二児童福祉センター
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成33年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60 日本生命四条ビル8F  
株式会社ソラスト 京滋支社
- 6 契約金額（税込み）  
27,573,696円
- 7 契約内容  
診療所における医事業務  
【患者受付，外来会計，診療報酬請求業務等】
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
医事窓口業務及び京都市公金出納事務については，市民に対しより良いサービスの提供を行う必要があるため，正確かつ迅速な事務処理，丁寧な対応，利用者の立場に立った事務処理方法の改善提案等に関する能力が求められる。これらの能力が優れている者を選択して，契約するためには，価格以外に医事業務に関して業者が保有するノウハウ，業務に従事する職員の能力と教育訓練の体制，業務の繁閑に柔軟に対応する体制等を比較する必要あるため，委託業者選定にあたっては，プロポーザル方式による選定方法を採用している。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
児童データ管理事務システム用ノートパソコン等リース
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局 第二児童福祉センター
- 3 契約締結日  
平成30年8月1日
- 4 履行期間  
平成30年8月1日から平成35年6月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区中堂寺粟田町93番地 京都リサーチパークスタジオ棟  
有限会社 京都情報化支援事務所
- 6 契約金額（税込み）  
5,640,105円
- 7 契約内容  
児童データ管理事務システム用ノートパソコン等の機器リース及び保守管理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
現在、児童福祉センターで運用している業務システムである「児童データ管理事務システム」は同社がシステム設計し、システムの保守管理を同社に委託している。新規購入したシステム操作用パソコンは全て児相システムの利用設定をしなければ使用できない。システムを開発した同社でなければ利用設定ができないため導入の都度、同社に設定を委託している。パソコンを他社から調達すると、故障等発生時の保守対応において、同社と他社との連携が必要になり、児相システムの利用に支障が出るおそれがあり、さらにシステム変更・更新等に際しシステム利用設定にかかる費用が別途発生することになるので、他社からの調達と比較して有利な条件で契約できるため。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市桃陽病院給食調理等業務委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局桃陽病院
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日～平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
大阪市阿倍野区阪南町5丁目3番地5号  
株式会社 ニチダン
- 6 契約金額（税込）  
25,596,000円
- 7 契約内容  
桃陽病院における給食調理等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
アレルギー・心身症の患者の割合が高いことから、桃陽病院の給食調理業務においては、アレルギー食材除去、好き嫌い対応等、治療の一環としての食事の提供にきめ細やかな対応が必要である。安心・安全な食事を提供するため、質の高い衛生管理はもとより、これらの能力に優れている者を選択して契約するには、価格以外に調理業務に関して業者が保有するノウハウ、業務に従事する職員の能力と教育訓練の取組、業務の繁閑に柔軟に対応する体制等を比較する必要があるため、委託業者選定については、公開型プロポーザルによる選定方法を採用している。
- 9 根拠法令  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
京都市桃陽病院における医事業務
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局桃陽病院
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日～平成33年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60 日本生命ビル8F  
株式会社 ソラスト 京滋支社
- 6 契約金額（税込）  
27,760,320円
- 7 契約内容  
桃陽病院における医事業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）  
医事窓口業務及び京都市公金出納事務の業務委託については、市民に対しより良いサービスの提供を行う必要があるため、正確かつ迅速な事務処理、丁寧な対応、利用者の立場に立った事務処理方法の改善提案等に関する能力が求められる。これらの能力が優れている者を選択して、契約するためには、価格以外に医事業務に関して業者が保有するノウハウ、業務に従事する職員の能力と教育訓練の体制、業務の繁閑に柔軟に対応する体制等を比較する必要があるため、委託業者選定については、公開型プロポーザルによる選定方法を採用している。
- 9 根拠法令  
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号  
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由  
上記8のとおり
- 11 その他

## 随意契約締結結果報告書

- 1 件名  
平成30年度中高生と赤ちゃんとの交流事業の委託
- 2 担当所属名  
子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
- 3 契約締結日  
平成30年4月1日
- 4 履行期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等  
別紙参照
- 6 契約金額（税込み）  
5,000,000円
- 7 契約内容  
中高生と赤ちゃんとの交流事業の委託

### 8 随意契約の理由

本事業は、中高生が赤ちゃんと出会い、触れ合うことにより、他者に対する関心を深め、赤ちゃんに対する愛情の醸成等を通じ、中高生の健全育成を図るとともに、将来、子育てに関わる際の貴重な予備体験の機会を提供することにより、育児不安からくる虐待の予防につなげることを目的とする。

よって、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、委託契約を随意契約で行う。

### 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 10 契約の相手方の選定理由

本事業の実施場所としては児童館が最適であり、委託先は、地域における子育て支援及び児童の健全育成に対して、深い理解を持っていることと事業の実施について意欲を有しており、これまでの児童館運営における実績に鑑みて能力を有すると認められる。

### 11 その他

平成29年度中高生と赤ちゃんとの交流事業実施児童館一覧

委託先名称	委託先代表者	委託先所在地	施設名	施設所在地	委託料
社会福祉法人京都市社会福祉協議会	会長 村井 信夫	下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	京都市西賀茂児童館	京都市北区大宮薬師山東町13番地の17	100,000
			京都市上賀茂児童館	京都市北区上賀茂烏帽子ケ垣内町24番地	100,000
			京都市上京児童館	京都市上京区今小路通御前東入西今小路町797番地	100,000
			京都市養正児童館	京都市左京区田中玄京町30番地	100,000
			京都市じゅらく児童館	京都市中京区聚楽廻松町9番地の4	100,000
			京都市洛陽児童館	京都市南区吉祥院西定成町35番地	100,000
			南大内児童館	京都市南区八条寺ノ内町5番地	100,000
			京都市嵯峨児童館	京都市右京区嵯峨折戸町28番地の9	100,000
			京都市葛野児童館	京都市右京区西京極葛野町3番地	100,000
			京都市境谷児童館	京都市西京区大原野西境谷町三丁目5番地	100,000
			京都市桂川児童館	京都市西京区桂上野西町273番地	100,000
			京都市醍醐中央児童館	京都市伏見区醍醐高畑町30番地の1	100,000
			社会福祉法人京都社会福祉協会	理事長 今井 豊嗣	上京区猪熊通丸太町下中之町519番地
福西児童館	京都市西京区大枝南福西町一丁目2番地	100,000			
桂坂児童館	京都市西京区御陵大枝山町四丁目30番地	100,000			
京都市嵐山東児童館	京都市西京区嵐山東海道町47番地の1	100,000			
京都市納所城之内児童館	京都市伏見区納所薬師堂27番地	100,000			
城南児童館	京都市伏見区向島藤ノ木町85番地7	100,000			
京都市羽東師児童館	京都市伏見区羽東師志水町138番地の6	100,000			
公益社団法人京都市児童館学童連盟	会長 山手 重信	南区東九条東山王町27番地	京都市今熊野児童館	京都市東山区今熊野日吉町48番地の34	100,000
			京都市四ノ宮児童館	京都市山科区四ノ宮神田町26番地	100,000
			京都市七条第三児童館	京都市下京区西七条西石ヶ坪町5番地	100,000
			京都市梅津北児童館	京都市右京区梅津開き町18番地	100,000
社会福祉法人京都福祉サービス協会	理事長 田邊 真人	下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	京都市錦林児童館	京都市左京区岡崎入江町8番地	100,000
			京都市修徳児童館	京都市下京区新町通松原下の富永町110番地の1	100,000
			塔南の園児童館	京都市南区西九条菅田町4番地の2	100,000
社会福祉法人京都保育センター	理事長 藤井 修	北区大将軍坂田町8番地1	たかつかさ児童館	京都市北区大将軍坂田町8番地1	100,000
			京都市御宝児童館	京都市右京区花園天授ヶ岡町3番地の15	100,000
社会福祉法人健光園	理事長 小國 英夫	京都市右京区嵯峨大覚寺門前六道町12番地	京都市北白川児童館	京都市左京区北白川上別当町39番地の5	100,000
			ももやま児童館	京都市伏見区桃山町立売1番地の6	100,000
一般社団法人京都市母子寡婦福祉連合会	会長 横内 美佐子	左京区下鴨北野々神町26番地 北山ふれあいセンター 京都市ひとり親家庭支援センター内	京都市葵児童館	京都市左京区下鴨北野々神町26番地	100,000
			京都市住吉児童館	京都市伏見区大和町568番地	100,000
社会福祉法人洛和福祉会	理事長 矢野 一郎	伏見区桃山町大島38番地の528	京都市新道児童館	京都市東山区大和大路通四条下る4丁目小松町130番地	100,000
			京都市深草児童館	京都市伏見区深草池ノ内町2番地	100,000
社会福祉法人積慶園	理事長 古村 正	西京区塋原角田町1番地の42	京都市嵯峨野児童館	京都市右京区嵯峨野秋街道町35番地の1	100,000
			京都市川岡東児童館	京都市西京区下津林東般若町44番地	100,000
京都市修学院児童館運営委員会	運営委員長 竹内 紀雄	左京区一乗寺燈籠本町26番地	京都市修学院児童館	京都市左京区一乗寺燈籠本町26番地	100,000
社会福祉法人平松の会	理事長 藤村 和正	左京区岩倉中在地町32番地	村松児童館	京都市左京区岩倉中在地町31番地の3	100,000
一般社団法人京都御前福祉会	会長 川畑 房雄	中京区壬生東瀬田町29番地	京都市御前児童館	京都市中京区壬生東瀬田町29番地	100,000
宗教法日本基督教団京都教会	代表役員 入 治彦	中京区富小路通二条下る俵屋町197番地	同心児童館	京都市中京区富小路通二条下る俵屋町197番地	100,000
社会福祉法人鏡陵福祉会	理事長 中村 かよ	山科区御陵荒巻町50番地の1	山科児童館	京都市山科区日ノ岡坂脇町28番地の7	100,000
京都市勤修児童館運営委員会	委員長 岡田 栄治	山科区西野山中臣町38番地 折上神社内	京都市勤修児童館	京都市山科区西野山中臣町38番地 折上神社内	100,000
社会福祉法人大宅福祉会	理事長 山手 重信	山科区大宅五反畑町69番地の5	大宅児童館	京都市山科区大宅五反畑町69番地の13	100,000
社会福祉法人常盤福祉会	理事長 野崎 栄美子	山科区東野南井上町9番地の2	山階南児童館	京都市山科区東野門口町30番地の1	100,000
京都市中唐戸児童館運営委員会	運営委員長 前川 勝六	南区上鳥羽南唐戸町28番地	京都市中唐戸児童館	京都市南区上鳥羽南唐戸町28番地	100,000
社会福祉法人宏量福祉会	理事長 芹澤 出	右京区山ノ内宮脇町9番地の2	京都市山ノ内児童館	京都市右京区山ノ内宮脇町12番地の2	100,000
社会福祉法人淀福祉会	理事長 今井 祥雄	伏見区淀池上町151番地の10	京都市淀児童館	京都市伏見区淀池上町131番地の1	100,000
うずらの里児童館運営委員会	運営委員長 辻 啓三	伏見区深草西浦町三丁目44番地	うずらの里児童館	京都市伏見区深草西浦町三丁目44番地	100,000
社会福祉法人志心福祉会	理事長 谷口 久仁子	伏見区石田川向町1番地の7	はなぶさ児童館	京都市伏見区石田川向町1番地の7	100,000
社会福祉法人向島保育園	理事長 奥山 茂彦	伏見区向島本丸町68番地	京都市向島南児童館	京都市伏見区向島津田町91番地の5	100,000
	計				5,000,000

※ 黄色の網掛けが公設児童館です。